

週休2日工事要領 対比表		
改定前	改定後	備考
週休2日工事要領（土木工事） 平成30年1月30日 財政局長決裁 平成31年3月8日 一部改正 令和元年5月17日 一部改正 令和2年5月7日 一部改正 令和2年6月25日 一部改正 令和3年1月29日 一部改正 令和3年9月16日 一部改正 令和5年10月26日 一部改正 令和6年10月30日 一部改正 令和7年9月24日 一部改正 （目的） 第1条 最近の建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。 また、令和6年4月より罰則付き時間外労働規制が適用となり、働き方改革として週休2日の確保が重要な課題となっている。 建設現場における「週休2日」を確保していくに当たり、週休2日による施工の実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものである。 （定義） 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）週休2日 ① 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。 ② 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 ③ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 （2）週休2日交替制 ① 完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。 ② 月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。 ③ 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上	週休2日工事要領（土木工事） 平成30年1月30日 財政局長決裁 平成31年3月8日 一部改正 令和元年5月17日 一部改正 令和2年5月7日 一部改正 令和2年6月25日 一部改正 令和3年1月29日 一部改正 令和3年9月16日 一部改正 令和5年10月26日 一部改正 令和6年10月30日 一部改正 令和7年9月24日 一部改正 令和8年9月18日 一部改正 （目的） 第1条 最近の建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。 また、令和6年4月より罰則付き時間外労働規制が適用となり、働き方改革として週休2日の確保が重要な課題となっている。 建設現場における質の高い「週休2日」を確保・普及促進していくに当たり、週休2日による施工の実施方法、提出資料、工事成績評定での評価、その他必要な事項について定めるものである。 （定義） 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）週休2日 ① 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。 ② 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、現場閉所の日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、4週8休（28.5%（8日/28日））以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。 ③ 通期の週休2日とは、対象期間において、現場閉所率が4週8休（28.5%（8日/28日））以上の水準に達する状態をいう。 （2）週休2日交替制 ① 完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の水準に達する状態をいう。 ② 月単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての月において、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日率が4週8休（28.5%（8日/28日））以上の水準に達する状態をいう。 ③ 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日	追加 追加 追加・変更 追加・変更 追加・変更 追加・

週休2日工事要領 対比表		
改定前	改定後	備考
の休日確保を行ったと認められる状態をいう。 (3) 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。 なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。 (4) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含め1日を通して現場が閉所された状態をいう。 (5) 4週8休以上 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月で現場閉所の日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。 通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (6) 4週8休以上（交替制） 完全週休2日交替制とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の水準に達する状態をいう。 月単位の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 通期の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 （対象工事） 第3条 対象工事は次のいずれかを基本とする。 (1) 週休2日工事 現場閉所が可能な全ての工事を対象とする。 (2) 週休2日交替制工事 社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所を行うことが困難な工事（緊急対応工事や災害復旧工事等の工期があらかじめ決められている工事）については、交替制により休日の確保を推進する。 ただし、交替制も困難な工事については、対象工事としないことも可能とする。 また、対象工事の工期は、準備・後片付け期間や不稼働日（休日、降雨・降雪日・猛暑、その他の要因による作業不能日）を適正に見込んだものとする。 主たる工事が営繕工事で従たる工事が土木工事の場合は、「週休2日工事要領（営繕工事）」による。 （発注方式） 第4条 受注者希望型とし、受注者が、工事着手前に、発注者に対して完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む。なお、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日を希望しない場合は、通期の週休2日による施工を行わなければならない。	率が4週8休（28.5%（8日/28日））以上の水準に達する状態をいう。 (3) 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。 なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。 (4) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含め1日を通して現場が閉所された状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 （対象工事） 第3条 対象工事は次のいずれかを基本とする。 (1) 週休2日工事 現場閉所が可能な全ての工事を対象とする。 (2) 週休2日交替制工事 社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所を行うことが困難な工事（緊急対応工事や災害復旧工事等の工期があらかじめ決められている工事）については、交替制により休日の確保を推進する。 ただし、交替制も困難な工事については、対象工事としないことも可能とする。 また、対象工事の工期は、準備・後片付け期間や不稼働日（休日、降雨・降雪日・猛暑、その他の要因による作業不能日）を適正に見込んだものとする。 主たる工事が営繕工事で従たる工事が土木工事の場合は、「週休2日工事要領（営繕工事）」による。	変更 追加 削除 (1) ②へ移動 (1) ③へ移動 (4)へ移動 削除 (2) ①へ移動 (2) ②へ移動 (2) ③へ移動 全文削除

週休2日工事要領 対比表		
改定前	改定後	備考
(補正方法) 第5条 当初予定価格から月単位の4週8休を前提とした経費の積算を行い、現場閉所の達成状況の結果、完全週休2日(土日)を達成した場合は増額の設計変更を、月単位の4週8休に満たない場合は補正分について減額の設計変更を行う。なお、補正係数については、別紙-1のとおりとする。 (実施における留意事項) 第6条 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施にあたってはその趣旨に沿うよう努めるものとする。 2 工事の実施に当たっては、別紙-2のとおりとし、入札告示文及び特記仕様書に当該工事が週休2日工事である旨を記載しなければならない。記載例は別紙-3及び別紙-4のとおりとする。 3 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を現場閉所日及び交替制の休日とすることも可とする。 4 受注者は、地元対応やコンクリート打設後の養生期間、緊急対応など、やむを得ない場合は、監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することを可とする。 なお、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。 5 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事月報や休日取得計画等の提示により確認を行うものとする(休日取得計画は別紙-7を参照し作成すること)。 ※休日の確認書類として工事月報や休日取得計画以外に、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等が考えられる。 6 交替制において、待機日など実際の作業はなくても、現場に戻りうる体制を確保している日は、休日とはしない。ただし、連絡体制のみ確保しており、休日作業が発生しなかった場合は、休日とできる。 7 交替制において、休日中に作業が必要となる場合、現場代理人(主任技術者(又は監理技術者))は、以下のいずれかによって適切な施工ができる体制を確保することとする。 ・現場代理人もしくは以下の①②いずれかの者が発注者との連絡体制が確保されていること ①主任技術者(又は監理技術者)(現場代理人と兼務していない場合) ②必要な資格を有する代理の技術者 例) 入札条件となった主任技術者(又は監理技術者)相当の基準を満たすもの 1. 一(二)級土木施工管理技士又は、これと同等以上の資格を有する 2. 同種条件における工事の実績を有する ※共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社より配置することも可 8 交替制において、一時的に従事した技術者及び技能労働者は確認対象外とする。 一時的に従事した技術者及び技能労働者とは、休日を除いた連続勤務1週(7日)以下の従事者をいう。ただし、連続勤務1週(7日)以下であっても一定期間内で雇用(下請契約)しているなど、断続的であっても従事している技術者及び技能労働者については、対象工事以外を含めた期間中の勤務状況を確認するものとする。その場合については、対象工事で作業従事した開始日より1週(7日)毎を確認対象期間とする。 9 発注者は、災害対応等の緊急時を除き、休日の前日などに休日の作業が発生するような指示等を行わないこととする。 10 提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、別紙-8のとおり工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。	(実施における留意事項) 第4条 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施にあたってはその趣旨に沿うよう努めるものとする。 2 工事の実施に当たっては、別紙-1のとおりとし、入札告示文及び特記仕様書に当該工事が週休2日工事である旨を記載しなければならない。記載例は別紙-2及び別紙-3のとおりとする。 3 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を現場閉所日及び交替制の休日とすることも可とする。 4 受注者は、地元対応やコンクリート打設後の養生期間、緊急対応など、やむを得ない場合は、監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することを可とする。 なお、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。 5 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事月報や休日取得計画等の提示により確認を行うものとする(休日取得計画は別紙-5を参照し作成すること)。 ※休日の確認書類として工事月報や休日取得計画以外に、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等が考えられる。 6 交替制において、待機日など実際の作業はなくても、現場に戻りうる体制を確保している日は、休日とはしない。ただし、連絡体制のみ確保しており、休日作業が発生しなかった場合は、休日とできる。 7 交替制において、休日中に作業が必要となる場合、現場代理人(主任技術者(又は監理技術者))は、以下のいずれかによって適切な施工ができる体制を確保することとする。 ・現場代理人もしくは以下の①②いずれかの者が発注者との連絡体制が確保されていること ①主任技術者(又は監理技術者)(現場代理人と兼務していない場合) ②必要な資格を有する代理の技術者 例) 入札条件となった主任技術者(又は監理技術者)相当の基準を満たすもの 1. 一(二)級土木施工管理技士又は、これと同等以上の資格を有する 2. 同種条件における工事の実績を有する ※共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社より配置することも可 8 交替制において、一時的に従事した技術者及び技能労働者は確認対象外とする。 一時的に従事した技術者及び技能労働者とは、休日を除いた連続勤務1週(7日)以下の従事者をいう。ただし、連続勤務1週(7日)以下であっても一定期間内で雇用(下請契約)しているなど、断続的であっても従事している技術者及び技能労働者については、対象工事以外を含めた期間中の勤務状況を確認するものとする。その場合については、対象工事で作業従事した開始日より1週(7日)毎を確認対象期間とする。 9 発注者は、災害対応等の緊急時を除き、休日の前日などに休日の作業が発生するような指示等を行わないこととする。 10 工事成績評定への反映について、発注者は、受注者の週休2日の達成状況に応じて、別紙-6(1)のとおり工事成績評定にて評価する。なお、通期の週休2日が未達成の場合は、別紙-6(2)のとおり工事成績	全文削除 変更 変更 変更 変更 変更

週休2日工所要領 対比表		
改定前	改定後	備考
(その他) 第7条 受注者は、週休2日工事の検証を行うためのアンケート調査に協力するものとする。 2 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。 3 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、工事管理室長が別に定める。 附 則 1 この要領は、令和7年10月単価を使用する工事から適用する。	績評定で点数を減ずる措置を行う。 (その他) 第5条 受注者は、週休2日工事の検証を行うためのアンケート調査に協力するものとする。 2 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。 3 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、工事管理室長が別に定める。 附 則 1 この要領は、令和8年10月単価を使用する工事から適用する。	変更 変更

週休2日工事要領 対比表					
改定前			改定後		備考
別紙-1					
週休2日工事の経費の補正について					
〔土木工事〕					
1 補正係数					
対象期間内において、週休2日工事は現場の閉所率に応じて、週休2日交替制工事は技術者等の休日率に応じて、以下の補正係数を各経費に乗じるものとする。					
＜現場の閉所状況＞					
月単位の4週8休以上					
・全ての月において現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合					
・交替制の場合は、全ての月において休日率が28.5%（8日／28日）以上の場合					
完全週休2日					
・全ての土日において現場閉所を行っている場合（完全週休2日（土日））					
・交替制の場合は、全ての週において休日率が28.5%（2日／7日）以上の場合					
＜補正係数＞					
	【現場閉所】		【交替制】		
	月単位の 4週8休以上	完全週休2日 （土日）	月単位の 4週8休以上	完全週休2日	
労務費	1.02	1.02	1.02	1.02	
共通仮設費率	1.01	1.02	—	—	
現場管理費率	1.02	1.03	1.02	1.03	
※「通期の4週8休以上」は、補正の対象外のため補正係数を設けていない。					
＜市場単価等 補正係数＞					
下記市場単価及び土木工事標準単価の補正係数一覧による。					
2 補正方法					
(1) 現場閉所					
当初予定価格では、月単位の4週8休の補正係数を各経費に乗じている。完全週休2日（土日）を達成した場合は、該当する補正係数に増額変更する。なお、月単位の4週8休に満たない場合は、補正の対象外として減額変更する。					
また、市場単価等についても補正係数を乗じるが、労務費分が明らかになっていない単価等については、補正の対象としない。					
(2) 交替制					
当初予定価格では、月単位の4週8休の補正係数を各経費に乗じている。完全週休2日を達成					

週休2日工事要領 対比表				改定後		備考
改定前						
した場合は、該当する補正係数に増額変更する。なお、月単位の4週8休に満たない場合は、補正の対象外として減額変更する。 また、労務費分が明らかになっていない単価等については、補正の対象としない。 ＜市場単価補正係数一覧＞ 週休2日工事における市場単価の補正係数は下表のとおりとする。 （国土交通省土木工事積算基準による）						
名称	区分	補正係数				
		現場閉所		交替制		
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日	
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02	削除
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01	
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01	
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02	
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00	
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02	
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00	
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02	
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02	
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02	
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01	
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01	
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00	
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01	
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01	
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02	
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01	
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01	
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01	
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02	
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02	
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01	
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02	
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01	
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00	
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00	
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01	
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01	

週休2日工事要領 対比表																																																																												
改定前				改定後		備考																																																																						
(下水道用設計標準歩掛表による) <table><tr><th rowspan="3">名称</th><th rowspan="3">規格・仕様</th><th colspan="4">補正係数</th></tr><tr><th colspan="2">現場閉所</th><th colspan="2">交替制</th></tr><tr><th>月単位</th><th>週単位</th><th>月単位</th><th>週単位</th></tr><tr><td>硬質塩化ビニル管設置工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>リップ付硬質塩化ビニル管設置工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td rowspan="2">砂基礎工</td><td>人力施工</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>機械施工</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td rowspan="2">碎石基礎工</td><td>人力施工</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>機械施工</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>組立マンホール設置工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>小型マンホール工</td><td></td><td>1.00</td><td>1.00</td><td>1.00</td><td>1.00</td></tr><tr><td rowspan="2">取付管およびます設置工</td><td>ます設置工</td><td>1.00</td><td>1.00</td><td>1.00</td><td>1.00</td></tr><tr><td>取付管布設及び支管取付工</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr></table>						名称	規格・仕様	補正係数				現場閉所		交替制		月単位	週単位	月単位	週単位	硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01	リップ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01	砂基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02	碎石基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02	組立マンホール設置工		1.01	1.01	1.01	1.01	小型マンホール工		1.00	1.00	1.00	1.00	取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00	1.00	1.00	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01	1.01	1.01
								名称	規格・仕様	補正係数																																																																		
										現場閉所		交替制																																																																
						月単位	週単位			月単位	週単位																																																																	
						硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01																																																																	
						リップ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01																																																																	
						砂基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02																																																																	
							機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02																																																																	
						碎石基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02																																																																	
							機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02																																																																	
						組立マンホール設置工		1.01	1.01	1.01	1.01																																																																	
						小型マンホール工		1.00	1.00	1.00	1.00																																																																	
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00	1.00	1.00																																																																							
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01	1.01	1.01																																																																							
削除																																																																												

週休2日工事要領 対比表																																																																																																																																																																																																					
改定前				改定後		備考																																																																																																																																																																																															
<土木工事標準単価補正係数一覧> 週休2日工事における土木工事標準単価の補正係数は下表のとおりとする。 <table><tr><th rowspan="3">名称</th><th rowspan="3">区分</th><th colspan="4">補正係数</th></tr><tr><th colspan="2">現場閉所</th><th colspan="2">交替制</th></tr><tr><th>月単位</th><th>完全週休2日 (土日)</th><th>月単位</th><th>完全週休2日</th></tr><tr><td>区画線工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>高視認性区画線工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>橋梁塗装工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td rowspan="2">構造物とりこわし工</td><td>機械</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>人力</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>コンクリートブロック積工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>排水構造物工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>鋼製排水溝設置工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td rowspan="2">表面被覆工(コンクリート保護塗装)</td><td>固定足場</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>高所作業車</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td rowspan="2">表面含浸工</td><td>固定足場</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>高所作業車</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td rowspan="2">連続繊維シート補強工</td><td>固定足場</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>高所作業車</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td rowspan="2">剥落防止工(アラミドメッシュ)</td><td>固定足場</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>高所作業車</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td rowspan="2">漏水対策材設置工</td><td>固定足場</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>高所作業車</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>防草シート設置工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td rowspan="2">紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエステル樹脂)</td><td>固定足場</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>高所作業車</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>塗膜除去工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>バキュームブラスト工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td rowspan="2">道路反射鏡設置工</td><td>設置</td><td>1.00</td><td>1.00</td><td>1.00</td><td>1.00</td></tr><tr><td>撤去</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>機械式継手工</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>抵抗板付鋼製杭基礎工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>FRP製格子状パネル設置工</td><td></td><td>1.00</td><td>1.00</td><td>1.00</td><td>1.00</td></tr></table>						名称	区分	補正係数				現場閉所		交替制		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日	区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02	高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02	橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01	構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01	人力	1.02	1.02	1.02	1.02	コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02	排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02	鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02	表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01	表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02	連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02	剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02	漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02	防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01	紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01	塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02	バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01	道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02	仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.02	1.02	1.02	機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02	抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01	ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01	FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00	削除					
名称	区分	補正係数																																																																																																																																																																																																			
		現場閉所		交替制																																																																																																																																																																																																	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日																																																																																																																																																																																																
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																																
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																																
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01																																																																																																																																																																																																
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01																																																																																																																																																																																																
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																																
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																																
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																																
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																																
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01																																																																																																																																																																																																
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01																																																																																																																																																																																																
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																																
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																																
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																																
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																																
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																																
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																																
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																																
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																																
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01																																																																																																																																																																																																
紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01																																																																																																																																																																																																
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01																																																																																																																																																																																																
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																																
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01																																																																																																																																																																																																
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00																																																																																																																																																																																																
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																																
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																																
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02																																																																																																																																																																																																
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01																																																																																																																																																																																																
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01																																																																																																																																																																																																
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00																																																																																																																																																																																																

削除

週休2日工事要領 対比表	
改定前	改定後
別紙-2	別紙-1
工事実施フロー	工事実施フロー
工事発注時 入札告示文及び特記仕様書に当該工事が週休2日工事である旨を記載する。 (別紙-3・4 参照) ↓ 工事契約後 受注者は工事着手前に、完全週休2日(土日)、月単位の週休2日による施工の取組意思等を記載した施工協議簿を工事監督員へ提出する。 (別紙-5 参照) ※受注者が完全週休2日(土日)、月単位の週休2日による施工を希望する場合 ↓ 施工計画書提出時 受注者は週休2日の計画工程表及び休日取得計画を施工計画書に添付して、工事監督員へ提出する。 工事監督員は休日取得計画の妥当性を確認する。 (別紙-6・7 参照) ↓ 工事施工中 ・工事監督員は休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事月報や休日取得計画等の提示により確認を行う。 ・週休2日を確保しつつ、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要がある場合は、受注者は工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。 ・工事監督員は、現場閉所の達成状況（交替制は休日の取得状況）を確認後、その状況に応じて設計変更により経費の補正を行う。月単位の4週8休に満たないものは、補正の対象外であるため補正を減ずる設計変更をする。 (別添-1・2 参照) ↓ 工事完了後 ・受注者はアンケート調査に協力する。 ・工事主任の上司は、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。 (別紙-8 参照)	工事発注時 入札告示文及び特記仕様書に当該工事が週休2日工事である旨を記載する。 (別紙-2・3 参照) ↓ 施工計画書提出時 受注者は週休2日の計画工程表及び休日取得計画を施工計画書に添付して、工事監督員へ提出する。 工事監督員は休日取得計画の妥当性を確認する。 別紙-4・5 参照) ↓ 工事施工中 ・工事監督員は休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事月報や休日取得計画等の提示により確認を行う。 ・週休2日を確保しつつ、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要がある場合は、受注者は工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。 (別添-1・2 参照) ↓ 工事完了後 ・受注者はアンケート調査に協力する。 ・工事主任は、休日の取得状況を確認し、週休2日の達成状況に応じて、工事成績評定（工程管理）にて評価を行う。 ・工事主任の上司は、通期の週休2日が未達成の場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。 (別紙-6 参照)
	変更
	変更
	追加
	変更
	変更

改定後

別紙-1

工事実施フロー

工事発注時

入札告示文及び特記仕様書に当該工事が週休2日工事である旨を記載する。
(別紙-2・3 参照)

施工計画書提出時

受注者は週休2日の計画工程表及び休日取得計画を施工計画書に添付して、工事監督員へ提出する。
工事監督員は休日取得計画の妥当性を確認する。
別紙-4・5 参照)

工事施工中

・工事監督員は休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事月報や休日取得計画等の提示により確認を行う。

・週休2日を確保しつつ、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要がある場合は、受注者は工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。
(別添-1・2 参照)

工事完了後

・受注者はアンケート調査に協力する。

・工事主任は、休日の取得状況を確認し、週休2日の達成状況に応じて、工事成績評定（工程管理）にて評価を行う。

・工事主任の上司は、通期の週休2日が未達成の場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。
(別紙-6 参照)

変更

変更

変更

追加

変更

変更

週休2日工事要領 対比表		
改定前		備考
別紙-3	1 告示別表の記載例 告示別表に以下事項を記載すること。 「16 注意事項」に以下を追記する。 本工事は、週休2日による施工の対象工事である。詳細は特記仕様書を参照すること。 2 特記仕様書の記載例 特記仕様書に以下事項を記載すること。 ○ 週休2日工事の実施について 1. 本工事は、「週休2日工事」の対象工事であり、<u>当初予定価格は月単位の4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。</u> 2. 受注者が完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日に取り組む旨の協議簿を提出し、協議が整った場合に完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日での施工を行う工事である。なお、上記の施工を希望しない場合においても通期の週休2日による施工を行わなければならない。 3. 完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、<u>土日に現場閉所を行うことをいう。</u> 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、<u>土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。</u> 対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間は含まない。工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。 4. 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。 5. 完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、現場閉所を<u>土日に指定し、1週間に2日以上</u>の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、発注者からの指示によるほか、あらかじめ発注者との協議により<u>土日に施工を行う必要性が認められた場合は、土日に代わる現場閉所日を計画的に指定すること。</u> 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。 通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）	変更
	1 告示別表の記載例 告示別表に以下事項を記載すること。 「16 注意事項」に以下を追記する。 本工事は、週休2日による施工の対象工事である。詳細は特記仕様書を参照すること。 2 特記仕様書の記載例 特記仕様書に以下事項を記載すること。 ○ 週休2日工事の実施について 1. 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。 2. 受注者は、<u>完全週休2日（土日）をはじめとする質の高い週休2日の取り組みに努めることとし、通期の週休2日による施工は必須とする。</u> 3. 完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、<u>現場閉所を土日に指定し、1週間に2日以上</u>の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、発注者からの指示によるほか、あらかじめ発注者との協議により<u>土日に施工を行う必要性が認められた場合は、土日に代わる現場閉所日を計画的に指定すること。</u> 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、<u>現場閉所の日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、4週8休（28.5%（8日/28日））以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。</u> <u>通期の週休2日とは、対象期間において、現場閉所率が4週8休（28.5%（8日/28日））以上の水準に達する状態をいう。</u> 対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間は含まない。工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で<u>書面により</u>協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。 4. 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。 _____	変更 変更 変更・追加 変更・追加 追加 追加 3.へ移動

週休2日工事要領 対比表				
改定前		改定後		備考
以上の水準に達する状態をいう。 6. 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。 7. 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。 1) 受注者は、週休2日の計画工程表及び休日取得計画（法定休日・所定休日）を施工計画書に添付し発注者へ提出する。 2) 受注者は、実施結果を工事月報や休日取得計画等により定期的に発注者へ報告する。 8. 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 9. 現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）を達成した場合は、完全週休2日（土日）の補正係数に設計変更をする。月単位の4週8休に満たない場合は、補正の対象外となるため、補正分を減ずる設計変更を行う。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。 10. 「週休2日工事」の検証を行うため、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。 11. その他の事項については、週休2日工事要領によるものとする。 なお、週休2日工事要領・アンケートは工事管理室ホームページ（http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html）に掲載している。		5. 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。 6. 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。 1) 受注者は、週休2日の計画工程表及び休日取得計画（法定休日・所定休日）を施工計画書に添付し発注者へ提出する。 2) 受注者は、実施結果を工事月報や休日取得計画等により定期的に発注者へ報告する。 7. 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 8. 現場閉所の達成状況を確認後、週休2日の達成状況に応じて、工事成績評定（工程管理）にて評価を行う。なお、通期の週休2日が未達成の場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。 9. 「週休2日工事」の検証を行うため、受注者は達成状況によらず、アンケート調査に協力するものとする。 10. その他の事項については、週休2日工事要領によるものとする。 なお、週休2日工事要領・アンケートは工事管理室ホームページ（http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html）に掲載している。		変更 変更 変更 変更 変更 変更

週休2日工事要領 対比表		
改定前		備考
別紙-4	1 告示別表の記載例 告示別表に以下事項を記載すること。 「16 注意事項」に以下を追記する。 本工事は、週休2日による施工の対象工事である。詳細は特記仕様書を参照すること。	変更
	2 特記仕様書の記載例（交替制） 特記仕様書に以下事項を記載すること。 ○ 週休2日工事の実施について 1. 本工事は、「週休2日交替制工事」の対象工事であり、 <u>当初予定価格は月単位の4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。</u> 2. 受注者が完全週休2日及び月単位の週休2日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して完全週休2日及び月単位の週休2日に取り組む旨の協議簿を提出し、協議が整った場合に完全週休2日及び月単位の週休2日での施工を行う工事である。なお、上記の施工を希望しない場合においても通期の週休2日による施工を行わなければならない。 3. 完全週休2日とは、対象期間内の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日以上の日確保を行ったと認められる状態をいう。 月単位の週休2日交替制とは、対象期間において全ての月ごとに技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。 対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。	変更
		変更
		追加・変更
		追加・変更
		追加・変更
		3.へ移動
		変更
		変更
		変更
別紙-3	1 告示別表の記載例 告示別表に以下事項を記載すること。 「16 注意事項」に以下を追記する。 本工事は、週休2日による施工の対象工事である。詳細は特記仕様書を参照すること。	変更
	2 特記仕様書の記載例（交替制） 特記仕様書に以下事項を記載すること。 ○ 週休2日工事の実施について 1. 本工事は、「週休2日交替制工事」の対象工事である。 2. 受注者は、完全週休2日をはじめとする質の高い週休2日の取り組みに努めることとし、通期の週休2日による施工は必須とする。 3. 完全週休2日とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の水準に達する状態をいう。 月単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての月において、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日率が4週8休（28.5%（8日/28日））以上の水準に達する状態をいう。 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日率が4週8休（28.5%（8日/28日））以上の水準に達する状態をいう。 対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。	変更
		変更

週休2日工事要領 対比表			
改定前		改定後	備考
外となるため、補正分を減ずる設計変更を行う。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。 9. 「週休2日工事」の検証を行うため、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。 10. その他の事項については、週休2日工事要領によるものとする。 なお、週休2日工事要領・アンケートは工事管理室ホームページ (http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html)に掲載している。		績評定で点数を減ずる措置を行う。 8. 「週休2日工事」の検証を行うため、受注者は達成状況によらず、アンケート調査に協力するものとする。 9. その他の事項については、週休2日工事要領によるものとする。 なお、週休2日工事要領・アンケートは工事管理室ホームページ (http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html)に掲載している。	変更 変更

週休2日工事要領 対比表										
改定前					改定後					備考
別紙-5										
記載例 (契約後打合せ時)										
工事施工協議簿 (第 回)										
発議者		☐ 発注者 ☒ 請負者		発議年月日		令和 年 月 日		回答希望日 月 日		
発議事項		☐ 指示 ☒ 協議 ☒ 通知 ☐ 承諾 ☒ 提出 ☒ 報告 ☒ 届出 ☒ 確認								
工事名		〇〇線道路改良工事								
(内容)										
週休2日工事について協議します。										
例1) 当工事において、完全週休2日(土日)による施工を希望します。										
例2) 当工事において、月単位の週休2日による施工を希望します。										
例3) 当工事において、月単位の週休2日による施工を実施しません。										
添付図 葉、その他添付図書										
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について ☐ 指示 ☒ 承諾 ☐ 協議 ☒ 通知 ☒ 受理 ☐ その他() ☐ 回答予定日を設定します。 回答予定日 令和 年 月 日								
		[回答] 例1) 了解しました。完全週休2日(土日)による施工を実施してください。 また、完全週休2日(土日)の計画工程表を提出願います。なお、当初計上していた月単位の経費補正については、履行状況に合わせて設計変更します。								
		例2) 了解しました。月単位の週休2日による施工を実施してください。 また、月単位の週休2日の計画工程表を提出願います。								
		例3) 了解しました。特記仕様書にも記載のとおり、月単位の週休2日を実施しない場合においても通期の週休2日による施工を行ってください。 なお、当初計上していた月単位の経費補正については履行状況に合わせて設計変更します。								
添付図 葉、その他添付図書 [中間] 処理・回答日: 令和 年 月 日 [最終] 処理・回答日: 令和 年 月 日										
答 請 負 者	請 負 者	上記について ☐ 了解 ☐ 協議 ☒ 提出 ☒ 報告 ☒ 届出 ☐ その他() ☐ 回答予定日を設定します。 回答予定日 令和 年 月 日								
		[回答]								
添付図 葉、その他添付図書 [中間] 処理・回答日: 令和 年 月 日 [最終] 処理・回答日: 令和 年 月 日										
		課長	係長	工事監督員						
確 認 欄	中間時									
	最終時									
		現場代理人	監理技術者	主任技術者						
確 認 欄	中間時									
	最終時									

削除

週休2日工事要領 対比表										
改定前					改定後					備考
別紙-6										
記載例（計画工程表受理時）										
工事施工協議簿（第 回）										
発議者		☐ 発注者 ☒ 請負者		発議年月日		令和 年 月 日		回答希望日 月 日		
発議事項		☐ 指示 ☒ 協議 ☒ 通知 ☐ 承諾 ☒ 提出 ☒ 報告 ☒ 届出 ☒ 確認								
工事名		〇〇線道路改良工事								
(内容)										
前回打合せ時に協議した、週休2日の計画工程表を提出します。										
施工計画時における週休2日確保の確認資料として、休日等取得実績調書を提出します。										
添付図 葉、その他添付図書 休日等取得実績調書										
発注者・回答者	発注者	上記について ☐ 指示 ☒ 承諾 ☒ 協議 ☒ 通知 ☒ 受理 ☐ その他()								
		☐ 回答予定日を設定します。								
		回答予定日 令和 年 月 日								
		【回答】 例1)提出資料により、完全週休2日(土日)が確保されていることを確認しました また、計画工程表の内容が適正(妥当)ですので、この工程に沿って工事を進めて下さい。施工中に工程変更が必要となった場合は、別途協議します。								
発注者・回答者	発注者	例2)提出資料により、月単位の週休2日が確保されていることを確認しました また、計画工程表の内容が適正(妥当)ですので、この工程に沿って工事を進めて下さい。施工中に工程変更が必要となった場合は、別途協議します。								
		添付図 葉、その他添付図書								
		【中間】処理・回答日: 令和 年 月 日 【最終】処理・回答日: 令和 年 月 日								
発注者・回答者	発注者	☒ 工事内容の変更の対象と ☒ しない								
		☐ する。ただし、詳細については別途指示する。								
		上記について ☐ 了解 ☐ 協議 ☒ 提出 ☒ 報告 ☒ 届出 ☐ その他()								
		☐ 回答予定日を設定します。								
発注者・回答者	発注者	回答予定日 令和 年 月 日								
		【回答】								
発注者・回答者	発注者	添付図 葉、その他添付図書								
		【中間】処理・回答日: 令和 年 月 日 【最終】処理・回答日: 令和 年 月 日								
		課長	係長	工事監督員						
確認欄	中間時					確認欄	現場代理人	監理技術者	主任技術者	
	最終時									

削除

週休2日工事要領 対比表

改定前

改定後

備考

別紙-4

記載例

追加

工事施工協議簿(提出・報告・通知・届出・指示・協議・承諾※)

工事名: ○○橋下街工事

No	発注者		発注日 年/月/日	届出 希望日	項 目					協議 内 容		関係業者: ○○(株)		発注者	
	調査員	担当者			提出	報告	届出	指示	協議	承諾	資料名	内 容	関係者氏名	発注・届出内容	発注・届出日
1	○		例10.15		○					工事工程表 休日等取得実働調整書	定記の計画資料を提出します。	○○ ○○	○○ ○○	例10.1	定記について登録します。 定記にされた計画資料のお り、定休2日(土日)で実 働してください。
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															

※
① この工事施工協議簿をもって、提出が呼ばれたものとする。
② 関係者氏名については、関係代理人又は監理(主任)技術者を記入する。
③ 指示・協議・承諾・承諾については、定休とあり様式87の欄面によること、また、工事内容の変更が後と判断される場合は、別途書面(様式97)で提出することとする。

※ ① この工事施工協議簿をもって、提出が行われたものとする。
② 担当者氏名については、関係代理人又は監理(主役)担当者を入れる。
③ 指示・協議・承諾については、変更どおり様式B7の欄面によること。また、工事内容の変更対象と判断される報告等の場合は、別添書面(様式B7)で提出することとする。

週休2日工事要領 対比表																																																					
改定前	改定後																																																				
別紙-8	別紙-6																																																				
週休2日工事における工事成績評定の取り扱いについて	週休2日工事における工事成績評定の取り扱いについて																																																				
	(1) 工事主任は、休日の取得状況を確認し、週休2日の達成状況に応じて、評価を行う。工事主任は以下の手順により評定を行うこと。 【成績評定における評価項目】 工事主任 様式2-② 2. 施工状況 II. 工程管理 達成状況における具体的な評価は下図のとおり行う。																																																				
	○考查項目別運用表記入例																																																				
	<table><tr><td>II. 工程管理</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td></tr><tr><td></td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td></tr><tr><td colspan="4">●評価対象項目</td></tr><tr><td colspan="4"> ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した計画工程表を作成している。 ☐ 実施工程表の作成及び施工条件の変更等に伴う工程表のフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☐ 工事により、地域住民の活動に大きな影響を与えないよう工程管理を行った。 ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 (1) ☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。休日に作業した場合は、振替休日を確保している。 ☐ 施工計画書に記載の施工時間帯以外の時間外作業がほとんど無い。 (2) ☐ その他 理由： 完全週休2日（土日）の達成。 ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 </td></tr><tr><td colspan="4">●判断基準</td></tr><tr><td colspan="4">該当項目が90％以上・・・・・・・・a</td></tr><tr><td colspan="4">該当項目が80％以上90％未満・・・・・・・・b</td></tr><tr><td colspan="4">該当項目が80％未満・・・・・・・・c</td></tr><tr><td>週休2日各種項目</td><td>(1)</td><td>(2)</td><td>備考</td><td>評価対象の最大項目数</td></tr><tr><td>1. 完全週休</td><td>評価する</td><td>評価する</td><td></td><td>10</td></tr><tr><td>2. 月単位</td><td>評価する</td><td>消し項目</td><td></td><td>9</td></tr><tr><td>3. 通期</td><td>評価しない</td><td>消し項目</td><td>未達成の場合は、左記の評価に加え、法令遵守にて減点措置を講ずる（-1点）</td><td>9</td></tr></table>	II. 工程管理	a	b	c		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	●評価対象項目				☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した計画工程表を作成している。 ☐ 実施工程表の作成及び施工条件の変更等に伴う工程表のフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☐ 工事により、地域住民の活動に大きな影響を与えないよう工程管理を行った。 ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 (1) ☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。休日に作業した場合は、振替休日を確保している。 ☐ 施工計画書に記載の施工時間帯以外の時間外作業がほとんど無い。 (2) ☐ その他 理由： 完全週休2日（土日）の達成。 ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。				●判断基準				該当項目が90％以上・・・・・・・・a				該当項目が80％以上90％未満・・・・・・・・b				該当項目が80％未満・・・・・・・・c				週休2日各種項目	(1)	(2)	備考	評価対象の最大項目数	1. 完全週休	評価する	評価する		10	2. 月単位	評価する	消し項目		9	3. 通期	評価しない	消し項目	未達成の場合は、左記の評価に加え、法令遵守にて減点措置を講ずる（-1点）	9
II. 工程管理	a	b	c																																																		
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない																																																		
●評価対象項目																																																					
☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した計画工程表を作成している。 ☐ 実施工程表の作成及び施工条件の変更等に伴う工程表のフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☐ 工事により、地域住民の活動に大きな影響を与えないよう工程管理を行った。 ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 (1) ☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。休日に作業した場合は、振替休日を確保している。 ☐ 施工計画書に記載の施工時間帯以外の時間外作業がほとんど無い。 (2) ☐ その他 理由： 完全週休2日（土日）の達成。 ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。																																																					
●判断基準																																																					
該当項目が90％以上・・・・・・・・a																																																					
該当項目が80％以上90％未満・・・・・・・・b																																																					
該当項目が80％未満・・・・・・・・c																																																					
週休2日各種項目	(1)	(2)	備考	評価対象の最大項目数																																																	
1. 完全週休	評価する	評価する		10																																																	
2. 月単位	評価する	消し項目		9																																																	
3. 通期	評価しない	消し項目	未達成の場合は、左記の評価に加え、法令遵守にて減点措置を講ずる（-1点）	9																																																	

追加

週休2日工事要領 対比表																										
改定前	改定後	備考																								
工事主任の上司は、<u>提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合</u>については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。 工事主任の上司は以下の手順により評定を行うこと。 【成績評定における減点項目】 工事主任の上司 様式3-④-2 7. 法令遵守等 週休2日の確保 減点評価（マイナス1点）を行う。 ○考查項目別運用表記入例 様式3-④-2（土木） 工事成績採点の考查項目別運用表（土木） <table><tr><th>考 査 項 目</th><th>総 合 評 価 履 行 の 該 当 項</th></tr><tr><td>7. 法令遵守等</td><td>総合評価履行</td></tr></table> 週 休 2 日 の 確 保 週休2日の確保 ① 本評価は、週休2日工事について行う。 ② <u>提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合</u>については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。 ③ 減点は1点とする。 法 令 遵 守 + 総 合 評 価 履 行 + 週 休 2 日 の 合 計 法令遵守と総合評価、週休2日の確保の計 <table><tr><td>法 令 遵 守</td><td>- 点</td></tr><tr><td>総合評価履行</td><td>- 点</td></tr><tr><td>週休2日の確保</td><td>- 点</td></tr><tr><td>合 計</td><td>点</td></tr></table>	考 査 項 目	総 合 評 価 履 行 の 該 当 項	7. 法令遵守等	総合評価履行	法 令 遵 守	- 点	総合評価履行	- 点	週休2日の確保	- 点	合 計	点	(2) 工事主任の上司は、休日の取得状況を確認し、通期の週休2日が未達成の場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。 工事主任の上司は以下の手順により評定を行うこと。 【成績評定における減点項目】 工事主任の上司 様式3-④-2 7. 法令遵守等 週休2日の確保 減点評価（マイナス1点）を行う。 ○考查項目別運用表記入例 様式3-④-2（土木） 工事成績採点の考查項目別運用表（土木） <table><tr><th>考 査 項 目</th><th>総 合 評 価 履 行 の 該 当 項</th></tr><tr><td>7. 法令遵守等</td><td>総合評価履行</td></tr></table> 週 休 2 日 の 確 保 週休2日の確保 ① 本評価は、週休2日工事について行う。 ② 通期の週休2日が未達成の場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。 ③ 減点は1点とする。 法 令 遵 守 + 総 合 評 価 履 行 + 週 休 2 日 の 合 計 法令遵守と総合評価、週休2日の確保の計 <table><tr><td>法 令 遵 守</td><td>- 点</td></tr><tr><td>総合評価履行</td><td>- 点</td></tr><tr><td>週休2日の確保</td><td>- 点</td></tr><tr><td>合 計</td><td>点</td></tr></table>	考 査 項 目	総 合 評 価 履 行 の 該 当 項	7. 法令遵守等	総合評価履行	法 令 遵 守	- 点	総合評価履行	- 点	週休2日の確保	- 点	合 計	点	追加・変更 変更
考 査 項 目	総 合 評 価 履 行 の 該 当 項																									
7. 法令遵守等	総合評価履行																									
法 令 遵 守	- 点																									
総合評価履行	- 点																									
週休2日の確保	- 点																									
合 計	点																									
考 査 項 目	総 合 評 価 履 行 の 該 当 項																									
7. 法令遵守等	総合評価履行																									
法 令 遵 守	- 点																									
総合評価履行	- 点																									
週休2日の確保	- 点																									
合 計	点																									

週休2日工事要領 対比表

改定前										改定後										備考
平均休日数割合（休日率）の算出シート										工事実施時 記入例 ※文書制の場合、様式は参考										
		会社名		氏名		週休2日の割合				月給額の割合				月給額の割合						
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				
						元年度		元年度		元年度		元年度		元年度		元年度				

週休2日工事要領 対比表		
改定前	改定後	備考
別添-2 週休2日達成工事等の判定フロー 参考① <pre>graph TD; A[月単位の週休2日判定] --> B{週休2日制対象外}; B -- Yes --> C[対象外]; B -- No --> D{月※3単位で 4週8休【28.5%（8日/28日）】以上の 現場閉所を実施}; D -- Yes --> E{全ての週※1で 土日現場閉所※2を実施}; E -- Yes --> F[完全週休2日（土日）]; E -- No --> G[月単位の4週8休]; D -- No --> H[通期の週休2日判定]; H --> I{対象期間全体で 4週8休【28.5%（8日/28日）】以上の 現場閉所を実施}; I -- Yes --> J[通期での4週8休以上]; I -- No --> K[未達成];</pre>		

週休2日工事要領 対比表		
改定前	改定後	備考
週休2日達成工事等の判定フロー（補足） 参考① ※1 「週」は、日曜日から土曜日の7日間とする。なお、工期始期・終期、年末年始休暇、夏季休暇などにより、7日間に満たない期間は達成判断の対象外とする。 ※2 発注者の指示により、受注者の責によらず土曜日または日曜日かその両方を現場閉所していない場合、代替日を設定している際は達成したとみなす。 ※3 「月」は、暦の月に基づくものとする。暦上週2日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%以上）を達成しているものと見なす。 ※ 判定にあたっては、「参考②「完全週休2日（土日）を達成した工事」、「完全週休2日を達成した工事」、「月単位で週休2日を達成した工事」の判定」も参照	改定なし	

「完全週休2日を達成した工事」、「完全週休2日(土日)を達成した工事」の判定

参考②

工事期間中に受注者より提出された現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）により、達成状況を確認。

「完全週休2日(土日)を達成した工事」→ 対象期間において、全ての週で土日現場閉所を行ったと認められる工事
(ただし、地元説明会などの発注者からの指示でやむを得ず代替日を設定している場合は対象とするが、
一回の調査においては監督員で把握できる範囲で判断して構わない。)

「完全週休2日を達成した工事」→ 対象期間において、全ての週で週2日現場閉所を行ったと認められる工事（現場閉所が土日でない場合）

「完全週休2日(土日)を達成した工事」

「完全週休2日を達成した工事」

「完全週休2日を達成していない工事」

1月 黄色差:閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

全ての週で
土日の現場
閉所を実施
している

1月 黄色差:閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

全ての週で
週2日現場
閉所を実施
している
※土日の完全
週休2日を含む

1月 黄色差:閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

完全週休2日現
場閉所を実施で
きていない週が
ある(月単位の週
休2日は達成)

改定なし

「月単位で週休2日を達成した工事」の判定

参考②

工事期間中に受注者より提出された現場閉所を確認できる資料等(現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等)により、達成状況を確認。

「月単位で週休2日を達成した工事」

→対象期間において、全ての月毎に4週8休(28.5%以上)を達成している工事

「月単位で週休2日を達成した工事」

「月単位で週休2日を達成していない工事」

なお、隔上週2日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%以上)を達成しているものと見なす。

1月 黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

→35.4%(11日/31日)

2月

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

→32.1%(9日/28日)

3月

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→29.0%(9日/31日)

1月 黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

→35.4%(11日/31日)

2月

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

→32.1%(9日/28日)

3月

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→22.5%(7日/31日)

(例1) 黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

→25.8%(8日/31日)
→現場閉所8日±土日計8日
→月単位で4週8休を達成

(例2) 黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

→25.0%(3日/12日)
→現場閉所3日±土日計2日
→月単位で4週8休を達成

(例3) 黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

※「週」は、日曜日から土曜日の7日間とし、工期始期・終期、年末年始休暇、夏季休暇などにより、7日間に満たない期間は達成判断の対象外とする。

改定なし